

平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノ菱和
代 表 者 の 代表取締役社長 阿部 捷司
役 職 氏 名
(コード番号 1965 東証第2部)
問 い 合 せ 先 常務取締役 小杉 道夫
管理本部長
電 話 番 号 03-5978-2541

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 15 日の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) インターネットを利用する方法で公告を行うことにより、公告閲覧の利便性の向上および公告手続の合理化をはかるため、公告方法を電子公告に変更するものであります。併せて、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役として有能な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定をそれぞれ新設するとともに、本条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。
なお、社外取締役との間の責任限定契約に関する定款規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第31条 <省 略> ∪ 第40条 <省 略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第41条 <省 略> ∪ 第48条 <省 略></p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第32条 <現行どおり> ∪ 第41条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第43条 <現行どおり> ∪ 第50条 <現行どおり></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月27日(金)

定款変更の効力発生日 平成20年6月27日(金)

以 上